



平成28年 5 月20日

各 位

会 社 名 株式会社中村超硬
代表者名 代表取締役社長 井上 誠
(コード番号：6166 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 増田 宏文
(TEL. 072-274-1072)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成28年 5 月20日開催の当社取締役会において、会社法第236条、238条及び239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）並びに当社及び当社子会社の従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、並びに会社法第361条の規定に基づき、金銭でない報酬として取締役にストックオプションとしての新株予約権を付与することについての承認を求める議案を平成28年 6 月24日開催予定の第46回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社グループの業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として新株予約権を発行するものです。
2. 新株予約権発行に関する事項
 - (1) 新株予約権の割当てを受ける者
当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員
 - (2) 新株予約権の目的である株式の数
新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割（会社法第185条の普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

ただし、以上の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。
また、上記のほか、割当日後に付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において合理的な範囲で付与株式数を調整する。
新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 30,000株を上限とする。このうち、当社取締役を付与対象とする新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は当社普通株式15,000株を上限とする。ただし、

付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の数

発行する新株予約権は300個を上限とする。このうち、当社取締役を付与対象とする新株予約権は150個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後に、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権割当日後2年を経過した日から割当日後10年以内とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 1個の新株予約権の一部行使はできない。
- ② 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役（社外取締役を除く）または当社もしくは当社子会社の従業員の地位を有しない場合、新株予約権の行使はできない。ただし、当社取締役会決議をもって特に認める場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が保有する新株予約権を相続する。ただし、当該相続人が、当該新株予約権者が死亡した日から10か月以内に相続することを確定の上、当社に対して権利保有者変更手続を行わない限り、新株予約権の行使はできない。なお、当該相続人からの相続は認めない。
- ④ 新株予約権者が、国内もしくは国外の法令または当社、当社子会社もしくは当社関係会社が定める社内規則に違反し、当社がその違反を重大であると判断した場合、新株予約権の行使はできない。

- ⑤ 新株予約権の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をした場合、新株予約権の行使はできない。
 - ⑥ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (10) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ① 新株予約権者が新株予約権を行使できない条件に該当する場合、当社は、取締役会で別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併計画の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の議案、または当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (11) 組織再編行為に伴う取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併計画、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。
 - iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（5）に準じて決定する。
 - v. 新株予約権を行使することができる期間
上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちのいずれか遅い日から、上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（8）に準じて決定する。
 - vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得条項

上記（10）に準じて決定する。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

上記（7）に準じて決定する。

(12) 端数の扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 取締役に対する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の公正価額の算定基準

取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権1個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日に在任する当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。

新株予約権1個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されるものとする。

(14) 新株予約権のその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(注) 上記の内容については、平成28年6月24日開催予定の第46回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上